

公告第24-04号
令和6年4月1日

オオゼキ健康保険組合
理事長 石原坂 多聞

組合規約の一部変更について

本年2月21日に開催された第33回組合会において、標記の件が議決されたのでお知らせします。

記

変更理由 健康保険法第150条に統一した。

規約変更書

オオゼキ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改定後	改定前
(高額医療費貸付) 第65条 この組合においては、 <u>法第150条</u> の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。	(高額医療費貸付) 第65条 この組合においては、 <u>法第150条第2項</u> の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。
(出産費貸付) 第66条 この組合においては、 <u>法第150条</u> の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。	(出産費貸付) 第66条 この組合においては、 <u>法第150条第2項</u> の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

以 上